

長野県告示第628号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成18年12月28日

長野県知事 村 井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

桜沢1、桜沢2、桜沢4、桜沢5、大熊1、大熊2、大熊3、大熊4、北大熊1、北大熊2、北大熊3、北大熊5、北大熊6、新野1、新野2、津島1、津島2、津島3、間山3、間山4、間山5、間山6、間山7、間山8、新野5、新野6、高遠1、更科1、更科2、更科3、東山団地1、東山団地2、東山団地3、東山団地4、東山団地5、東山団地6、東山1、東山2、東山3、東山4、東山5、栗和田1、栗和田3、栗和田4及び栗和田5

2 指定の区域

中野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県中野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂 防 課

長野県告示第629号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成18年12月28日

長野県知事 村 井 仁

1 土砂災害特別警戒区域の名称

桜沢1、桜沢2、桜沢4、桜沢5、大熊1、大熊2、大熊3、大熊4、北大熊1、北大熊2、北大熊3、北大熊5、北大熊6、新野1、新野2、津島1、津島2、津島3、間山3、間山4、間山5、間山6、間山7、間山8、新野5、新野6、高遠1、更科1、更科2、更科3、東山団地1、東山団地2、東山団地3、東山団地4、東山団地5、東山団地6、東山1、東山2、東山3、東山4、東山5、栗和田1、栗和田3、栗和田4及び栗和田5

2 指定の区域

中野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防課及び長野県中野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂 防 課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年12月28日

長野県知事 村 井 仁

1 申請のあった年月日

平成18年12月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ふくろうSUWA

3 代表者の氏名

義 経 恵美子

4 主たる事務所の所在地

諏訪市高島一丁目28番22号

5 定款に記載された目的

本会は、障害者や子供その家族、地域住民に対して自立と社会参加、生活支援、一時預かり、権利の擁護に関する事業と、それらを支えるためのネットワーク作りを行ない、福祉の増進に寄与することを目的とする。

NPO活動推進課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年12月28日

長野県知事 村 井 仁

1 申請のあった年月日

平成18年12月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人伊那ハーレンバレーパカパカ塾

3 代表者の氏名

春 日 幸 雄

4 主たる事務所の所在地

長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪字一の宮16262番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、地域や希望するすべての子どもたちに対して、ポニー飼育を中心とする体験学習等の事業を行い、その健全育成に寄与することを目的とする。

NPO活動推進課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年12月28日

長野県知事 村 井 仁

1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等及び数量
一般事務用パーソナルコンピュータ365台及び周辺機器一式
- (2) 物品等の特質
入札説明書及び仕様書によります。
- (3) 借入期間
平成19年3月1日から平成24年2月29日まで
地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約
- (4) 借入場所
入札説明書及び仕様書によります。
- (5) 入札方法
1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者とします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県企画局情報政策課

電話 026(235)7071

4 入札説明会の日時及び場所

- (1) 日時 平成19年1月18日 午前10時から
- (2) 場所 長野県庁 西庁舎107号会議室

5 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成19年2月6日 午前9時30分から
イ 場所 長野県庁 西庁舎パソコン実習室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成19年2月5日 午後5時

イ 場所 県庁専用郵便番号 380-8570

長野県企画局情報政策課

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

要します。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者として決定します。

6 その他

詳細は、入札説明書によります。

7 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:
365 personal computers with peripherals
- (2) Lease Duration:
From March 1, 2007 until February 29, 2012
- (3) Delivery places:
As mentioned in the tender description
- (4) Contact place for information about the tender;
description / conditions / and other inquiries:
Information Policies Division, Planning Bureau
692-2 Aza Habashita Oaza Minaminagano Nagano City
TEL: 026-235-7071 (Contact for inquiries)
- (5) Time and place for the tender and bid opening:
Time: 9:30AM February 6, 2007
Place: PC Training Room, Nagano Prefectural
Government West Annex 1F
- (6) Time limit for the tender by mail and the delivery location:
Time: 5:00PM February 5, 2007
Place: Place: Information Policies Division, Planning
Bureau
380-8570 (Exclusive postal code for Nagano
Prefectural Government)

情報政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見を、同条第3項の規定により次のとおり公告し、意見を縦覧に供します。

平成18年12月28日

長野県知事 村 井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ツルヤ軽井沢店
北佐久郡軽井沢町大字長倉字青柳2707ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社ツルヤ
小諸市大字和田483-8
- 3 意見の対象となった届出に係る公告年月日
平成18年9月28日
- 4 大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定により軽井沢町から聴取した意見

(1) 必要に応じて、駐車場の経路の変更、臨時駐車場の確保その他の対策を講じ、周辺地域の住民の生活環境に支障を及ぼさないようにすること。

(2) 地域振興活動等及び町等の行政が行う周辺地域の生活環境整備への協力を通じて、周辺地域の良好な生活環境の確保に努めること。

(理由)

夏期等に来客数が大幅に増加するなどの本地域の特性に応じた臨機の対応が必要とされるため。

5 意見書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課及び長野県佐久地方事務所産業労働課

6 縦覧の期間

平成18年12月28日から平成19年1月28日まで

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年12月28日

長野県知事 村 井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
長野銀座A-1地区
長野市大字鶴賀字清水田1200-3ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
長野市問御所町市街地再開発組合
長野市問御所町1201
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

| 氏名又は名称 | 代表者の氏名 | 住所 |
|--------|--------|----|
| 未定 | - | - |

(変更後)

| 氏名又は名称 | 代表者の氏名 | 住所 |
|-----------------|---------|---------------------|
| 有限会社太平堂 | 橋本 浩 | 長野市長門町1084 |
| 株式会社セブンイレブンジャパン | 山口 俊 郎 | 東京都千代田区二番町8-8 |
| 株式会社わかば堂 | 若林 真 | 上水内郡飯綱町大字倉井2717-3 |
| 有限会社BUONO! | 師 美砂雄 | 松本市和田2442-1 |
| 宮澤 修司 | - | 長野市栗田179-1 |
| 株式会社化粧品のおおた | 太田 節 子 | 長野市鶴賀問御所町1271-3 |
| 株式会社オールプランツ | 北 哲 男 | 愛知県名古屋千種区法王町2-5 |
| 株式会社東京デリカ | 木 山 茂 年 | 東京都葛飾区新小岩1-48-14 |
| 株式会社東京ますいわ屋 | 岡田 茂 樹 | 神奈川県横浜市港南区下永谷6-2-11 |
| 株式会社ベリテ | 幾 留 正 廣 | 東京都渋谷区渋谷1-13-9 |
| 株式会社クロックハウス | 花 谷 洋 二 | 東京都新宿区1-19-10 |
| 未定 | - | - |

- 4 変更した年月日
平成18年9月22日
- 5 届出年月日
平成18年12月1日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所産業労働課
- 7 縦覧の期間
平成18年12月28日から平成19年4月28日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所産業労働課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年12月28日

長野県知事 村井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
長野銀座A-1地区
長野市大字鶴賀字清水田1200-3ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称(氏名)及び住所
長野市問御所町市街地再開発組合
長野市問御所町1201
- 3 変更しようとする事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)

| 小売業者名 | 開店時刻 | 閉店時刻 |
|-------|------|-------|
| 未定 | 午前9時 | 午後11時 |

(変更後)

| 小売業者名 | 開店時刻 | 閉店時刻 |
|-----------------|-------|-------|
| 有限会社太平堂 | 午前10時 | 午後8時 |
| 株式会社セブンイレブンジャパン | 24時間 | |
| 株式会社わかば堂 | 午前10時 | 午後8時 |
| 有限会社BUONO! | 午前10時 | 午後8時 |
| 宮澤 修司 | 午前10時 | 午後8時 |
| 株式会社化粧品のおおた | 午前10時 | 午後8時 |
| 株式会社オールプランツ | 午前10時 | 午後8時 |
| 株式会社東京デリカ | 午前10時 | 午後8時 |
| 株式会社東京ますいわ屋 | 午前10時 | 午後8時 |
| 株式会社ベリテ | 午前10時 | 午後8時 |
| 株式会社クロックハウス | 午前10時 | 午後8時 |
| 未定 | 午前9時 | 午後11時 |

- 4 変更した年月日
平成18年9月22日
- 5 届出年月日
平成18年12月1日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所産業労働課
- 7 縦覧の期間
平成18年12月28日から平成19年4月28日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所産業労働課

産業政策課

公告

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定による、家畜伝染病発生の報告が次のとおりありました。

平成18年12月28日

長野県知事 村井 仁

| 発生した家畜伝染病の種類 | 家畜の種類 | 発生日 | 患畜の区分 | 発生頭数 | 発生の場所又は区域 |
|--------------|-------|-------------|-------|------|-----------|
| ヨーネ病 | 牛 | 平成18年11月27日 | 患畜 | 1 | 伊那市 |

畜産課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成18年12月28日

長野県上伊那地方事務所長 竹 松 政 博

- 許可番号 平成18年11月13日
長野県上伊那地方事務所指令18上伊地政第10-17号
- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
伊那市伊那9391-1の内、9391-3の内、9400-42、9400-43の内、9400-44の内、9524の内、9525の内、9527の内、9528、9529の内、9600-45の内、9600-46、9600-47、9606-10の内、9606-11の内、9606-16、9606-20、9641-1、9643-1の内（第2工区）

- 開発許可を受けた者の住所及び氏名

伊那市伊那部3050

伊那市土地開発公社 理事長 小 坂 壺 男

建築管理課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成18年12月28日

長野県松本地方事務所長 田野尻 正

- 許可番号 平成18年6月30日
長野県松本地方事務所指令18松地政第34-1号
- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
塩尻市大字広丘高出2195-1

- 開発許可を受けた者の住所及び氏名

塩尻市広丘高出2228-4

大成不動産有限公司 代表取締役 上 條 静 夫

建築管理課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成18年12月28日

長野県北安曇地方事務所長 廣 田 功 夫

- 許可番号 平成18年8月7日
長野県北安曇地方事務所指令18北安地政第60-1号
- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
北安曇郡松川村5489-2

- 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北安曇郡松川村5651-108

有限会社あずみ野総合企画 代表取締役 鬼 窪 渡

建築管理課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成18年12月28日

長野県公安委員会

- 講習会の種別及び受講対象者

| 講習会の種別 | 受 講 対 象 者 |
|--------|---|
| 経験者講習 | 長野県内に住所を有し、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃（以下「猟銃等」という。）を所持する者であって、同号の規定により新たに猟銃等の所持の許可を受けようとするもの又は法第7条の3第1項の規定により猟銃等の許可の更新を受けようとするもの |

- 講習会の開催の日時、場所及び定員

| 開催日 | 時 間 | 講習会場 | 場 所 | 定員 |
|--------------|------------------|-------|-----------------------------|-----|
| 2月7日 (水) | 午後1時から 午後4時まで | 駒ヶ根会場 | 駒ヶ根市上穂南8-1 駒ヶ根警察署 | 35名 |
| 2月21日 (水) | 午後1時から 午後4時まで | 丸子会場 | 上田市上丸子1488 丸子文化会館 | 50名 |
| 2月28日 (水) | 午後1時から 午後4時まで | 塩尻会場 | 塩尻市大字宗賀字桔梗ヶ原73-305 塩尻警察署 | 50名 |

- 講習科目及び時間数

| 講 習 科 目 | 時間数 |
|--------------------|-------|
| 猟銃及び空気銃の所持に関する法令 | 2 時 間 |
| 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い | 1 時 間 |

- 受講手続

- (1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

- (2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

- (3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙（申込書1通にはり、消印はしないでください。）により納付してください。

- 5 その他

- (1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。
- (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。
- (3) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習のた

めに必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課